

公益社団法人スペシャルオリンピックス日本・長野 役員の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 この規程は公益社団法人スペシャルオリンピックス日本・長野の定款第27条の規定に基づき、役員の報酬等に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- 1 役員とは、理事及び監事をいう。
- 2 常勤役員とは、理事及び監事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- 3 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- 4 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益および退職慰労金をいう。
- 5 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）、手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第3条 定款第27条の規定に基づき、報酬等は、常勤役員のみを支給することができるものとし、非常勤役員に対しては支給しない。

（報酬等の額の決定）

第4条 報酬等は理事会の承認を経て、理事長が決定する。

（報酬等の支給日）

第5条 報酬等は、毎月20日に支給する。

（委任）

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

この規程は、この法人が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）に基づく公益認定を受けた日から施行する。

公益社団法人スペシャルオリンピックス日本・長野 役員の報酬等に関する決定

役員の報酬等に関する規程第4条(報酬等の額の決定)に基づき理事会の承認を経て、理事長が決定する役員の報酬の額は、以下の通りとする。

役職名	報酬の額(月額)
常勤理事	85,000円

附則

この決定は、この法人が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年6月2日法律第49号)に基づく公益認定を受けた日から施行する。